

平成28年
施政方針

小 城 市

施政方針

平成 28 年第 1 回小城市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。本定例会に上程した議案の審議をお願いするにあたり、平成 28 年度の施政方針の一端について述べさせていただきます。

国内の情勢をみると、安倍政権は直面する人口減少問題を克服し、将来的に人口減少に歯止めをかけるための総合的な政策を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としてまとめ、平成 27 年度を「地方創生元年」と強調して諸政策を打ち出しました。

わが国が直面する喫緊の課題は、人口が減少する社会への対策、言い換えれば加速化する少子化・高齢化、そして地方から大都市へ人口が大量流出する「東京一極集中」の社会構造から人口を健全に維持していく循環型社会にどう変革していくかが問われています。

政府の財政分野における地方創生の対応を見ると、平成 26 年 12 月には「地方創生先行型基礎交付金」(1,400 億円)、平成 27 年 9 月には「上乗せ交付金」(300 億円)、12 月には平成 27 年度補正予算で「地方創生加速化交付金」(1,000 億円)を創設するなど、地方での取組を強化する事業展開を行っています。これは、人口減少、東京一極集中を是正し、地域経済の縮小を克服するための施策であり、①雇用創出、②人の流れ、③結婚・出産・子育て、④時代にあった地域づくり、という 4 つの基本目標に沿った取組を支援することが目的で、地

域の特性に応じて各市町が抱える課題を解決するための先駆的、かつ自立性のある創造的な取組を応援するという基本姿勢を掲げています。

また、政府は平成 28 年度予算編成においては、地方創生をより深化させるための財政支援として「まち・ひと・しごと推進交付金制度」の創設や地方創生関連補助金の見直し等を検討する方針を明らかにしています。今後、さらに地方創生の取組に工夫をこらす地方自治体を積極的に応援する方針です。

本市においては、この「まち・ひと・しごと創生」に係る取組として、平成 27 年 10 月に小城市版の「人口ビジョン」をまとめ、12 月には平成 27 年度から 31 年度までの 5 カ年を期間とする「小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市における地方創生の事業展開を推進していくことにしました。

「小城市人口ビジョン」によると、本市の人口は平成 17 年(2005 年)の 45,852 人をピークに徐々に減少しており、平成 27 年実施の国勢調査の速報値では、44,308 人と報告されています。そして、45 年後の平成 72 年(2060 年)には、速報値から 14,700 人減少した約 29,600 人になると予測されています。

この人口減少に歯止めをかけていくため、昨年末に策定した「小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、①「しごとができる小城づくり」、②「ひとを呼ぶ小城づくり」、③「“子は宝”を育む小城づくり」、④「地域資源を磨く小城づくり」という 4 つの基本目標を設定し、この方針に基づいて迅速かつ有効な手立てを講じていくことにしています。

さて、市政を取り巻く社会・経済情勢を見ますと、政府は「デフレ脱却・経済再生」を目標に大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する「成長戦略」を柱とする経済・財政政策の推進、及び昨年 11 月に取りまと

めた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を実施していくことにより、雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復に向かうと分析しています。

最近の佐賀県内の経済情勢について、佐賀財務事務所は「県内経済は持ち直しつつある」との判断を示し、先行きについては、「雇用環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって景気回復に向かうことが期待されるが、中国やアジア新興国の景気の下振れが景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動の影響に注視する必要がある」と分析しています。

本市の財政状況を見ると、平成26年度一般会計決算ベースの歳出では、平成25年度の208億7,000万円に比べ8億1,000万円ほど下回り、約200億6,000万円となっています。この実績の減少の要因は、中心市街地活性化事業費のなかで「小城市まちなか市民交流プラザ建設費」約16億1,200万円を平成27年度に繰越したことによるもので、予算規模をみると年々拡大の方向で推移している状況です。その増加要因は、依然として市町村合併による「普通交付税の算定替えの特例」による補填措置や合併特例債の活用、合併後の扶助費や普通建設事業費など財政需用の拡大、また緊急経済対策や地方創生先行型交付金事業の展開などによるものです。

小城市は合併して10年を経過し、普通交付税の合併特例措置については、平成27年度以降5年間で段階的に縮減され、その額は平成26年度までは年間18億円程度の交付税が削減される見込みでした。しかし、地方交付税の算定方法の見直しにより、直近の試算では、交付税の減額幅が緩和されたことで、年間約13億円の交付税が削減されると見込んでいます。

また、平成 26 年度からは「ふるさと応援寄附金」について、地域の商工業者や事業所の皆様にお力添えをいただき、本市特産品を返礼の品とする方針に転換し、インターネットを活用して全国に情報発信を行ったところ、数多くの皆様から好評を得て寄附していただく結果となりました。平成 26 年度決算ベースでは寄附額約 5 億 1,000 万円の歳入を得ることができ、平成 27 年度は、さらに関心の高まりにより、平成 27 年 12 月までの本市への寄附は 13 億円を超える額に達しています。

そうした歳入財源の増加要因はありますが、基本的に地方交付税に収入の多くを頼らざるを得ない本市の財政状況は変わらず、収支のギャップを基金の取り崩しにより充当している状況です。歳出の面から見ると、今後も介護保険等の社会保障費や医療費、子育て支援費関係の支出が伸びていくなかで、起債の償還のための公債費の比率も高くなっていくものと予想されます。市税やふるさと納税をはじめ自主財源等歳入の確保を図りながら、限られた財源を有効に活用したメリハリのある予算、全体枠の削減を強く意識した予算編成を行っていく必要があると考えています。

平成 28 年度当初の予算編成にあたっては、限られた財源の中で小城市総合計画に掲げる将来像「薫風新都～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～」の実現に向け、行政評価の手法を導入しながら平成 28 年度における施策毎の方針を検討しました。この施策毎の方針を踏まえながら、各施策の目標を達成するための事務事業について検証して予算編成に取り組んでいます。

また、小城市版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画の施策・事業を「人口減少・地方創生」の枠組みで特化したものと考え、平成 28 年度予

算編成の際には、この総合戦略に位置づけられる施策の方針や強化すべき事業であるかという視点を踏まえて検討しました。

平成 28 年度は、第 1 次総合計画の最終年度になります。これまでの 5 年間の計画期間とする後期基本計画は、①市街地の整備、②循環型社会の形成、③子育て支援の充実、④生涯学習の充実、⑤商工業の振興と新産業の育成、⑥市民と行政との協働体制の確立、という 6 つの施策を重点施策として位置づけています。

これらの重点施策は、他の施策に比べ高い成果目標を掲げて事業展開に取り組む、施策全体を底上げしていくことを目指したものですが、特に平成 28 年度においては、成果の向上に力点を置く「重点配分施策」として、①子育て支援の充実、②市民と行政との協働体制の確立、の 2 施策を位置づけています。ともに後期計画の重点施策に位置づけられた施策ですが、施策評価を行った結果、最終年度の 28 年度はさらに力を入れて施策の成果向上に取り組む必要があると判断したものです。

この 2 つの「重点配分施策」の概要について説明します。

まず、「子育て支援の充実」については、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、本市においても「小城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づく各種事業に取り組んでいます。平成 28 年度については、本市独自に子どもの医療費助成事業の拡充を図るなど様々な子育てニーズに対応する支援事業を推進します。

また、平成 27 年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる女性活躍推進法）の趣旨にそって、女性が職業生活のなかで

より活躍できるような環境づくりへの取組が進んでいくと考えています。そうした中で、子育て世代の市民は乳幼児期の子どもを安全に預けられる保育・教育施設の充実を求めています。本市では、市内の保育園・幼稚園・認定こども園等の施設で組織する「幼児教育・保育ネットワーク」の取組を促進し、子育て世代の市民が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めていきます。

本市総合戦略の4つの基本目標の一である「“子は宝”を育む小城づくり」を掲げ、進学や就職、結婚、出産、子育てといったライフステージの変化に応じた若い世代の希望をかなえる施策と事業の展開が重要だと考えています。

次に、「市民と行政との協働体制の確立」については、これまで地域団体や市民活動団体の個別の活動の支援に取り組んできました。また、平成26年度からは、地域団体や市民団体等の代表で構成される「協働によるまちづくり検討委員会」を立上げて、地域における協働推進の体制づくりについて検討してきました。そうした取組に対する理解を深める必要があることから、庁内体制を整えながら市民の皆様への啓発活動やモデル地区を選定した協働推進事業を進めていきたいと考えています。

また、今年1月にオープンした「ゆめぷらっと小城（愛称）」の2階には、市民活動の支援を行う「小城市市民活動センター」を設置しました。市民やCSO団体のご意見を聞きながら情報交換、活動・交流の拠点として、よりよい環境づくりと運営を行っていきます。

次に、総合計画の後期計画で示した6つの重点施策のうち、先に説明した2つの重点配分施策を除く4つの施策について、概要を説明します。

「市街地の整備」の施策については、地方創生の観点から医療・福祉・介護・

子育て・教育・文化等の都市機能を集積したコンパクトシティーづくりを見据えて、都市計画マスタープランに掲げる既成市街地の拠点づくりを進めていきます。

また、小城中心拠点地区の中心市街地活性化事業については、拠点となる「小城市まちなか市民交流プラザ」（愛称：ゆめぷらっと小城）の建設が完了し、今年 1 月に開館することができました。行政窓口の他、西九州大学のサテライト教室、そして多目的ホールや公民館、また市民活動センターや観光交流センターなど、多様な機能をもつ複合施設になっています。これからは、市民の皆様が、この拠点をどのように活用していくかアイデアや工夫を結集し、地域の活性化に活かしていくことが大切だと考えています。

合わせて、小城公民館跡地及び周辺地区につきましては、都市機能の充実を図りつつ、西九州大学地域看護学部(仮称)の誘致のための環境整備を進めるとともに、大学側と連携しながら新学部の開学に向けて、国・県に対して働きかけて参る所存です。

また、もう 1 つの市街地である牛津拠点地区については、牛津駅周辺の都市機能の見直しや商店街再生に向けた課題の洗出しなど、地域活性化のための市民のご意見を聞く協議会等の組織を立ち上げ、市街地活性化構想の策定に取り組んでいきたいと考えています。

こうした事業の展開により、人々が集まる魅力ある景観を備え、安全で快適な中心性の高い市街地の形成につながるものと考えています。

次に、「循環型社会の形成」の施策については、引き続きごみの分別化による焼却ごみの減量化を推進します。そのためには、廃棄物の再利用・再資源化に

よるリサイクルの推進等、4 R 運動の促進を図っていく必要があります。市民や事業所に向けて4 R 運動の取組みを促進する広報・啓発活動を推進します。

次に、「生涯学習の充実」の施策については、市民が主体的な学習ができるよう拠点施設である公民館や図書館の学習環境を充実するとともに、学校連携や協働の視点を取り入れた地域コミュニティ活動の支援に取り組めます。

先に説明したように、今年1月には小城公民館が「ゆめぷらっと小城」(愛称)の中に移転しました。また同時に、牛津公民館についてもリニューアルすることができました。牛津公民館は、従来の施設に比べて図書館機能を強化するとともに、これまで利用していた施設についても社会教育関係団体等が活用することにしていきます。

その他、社会教育団体の活動の活性化と団体の自立に向けた支援を促進し、地域の特性を活かした自然体験や講座の開催など、地域に還元できる生涯学習活動に取り組めます。

次に、「商工業の振興と新産業の育成」の施策については、市内特産品のPR及びふるさと応援寄附金制度の情報発信と物産展等への参加を積極的に行い、販売額の増加、販路拡大を目指します。

また、活気あるまちづくりを支える商工会議所や商工会と連携しながら、市内商工業者の経営体質の強化と後継者の育成を支援します。その他、市内商工業の活性化や雇用創出の機会につなげるため、工業団地「小城蛍の郷ファクトリーパーク」に関する情報を発信し、企業誘致に努めていきます。

これらの重要施策に加えて、総合計画の政策に沿った主な施策・事業の概要について説明します。

まず、「県央に光る交流拠点のまち」を実現する政策の中で、「住宅環境の充実」の施策について成果の向上を目指し、牛津地区の市営住宅の建替事業を推進していきます。平成 27 年度は 1 号棟の建設工事に着手し、平成 28 年度は 2 号棟建設工事に着手します。

また、本市総合戦略のなかで 4 本の基本目標のうち、新たな取組みとして「ひとを呼ぶ小城づくり～新しい人の流れをつくる」という目標を掲げていますが、本市の地域資源を最大限に活用して住みよいまちづくりを進め、学生や若者、そして子育て世代に魅力ある定住促進事業を新たに制度化して取組みます。

「計画的な土地利用の推進」の分野では、都市計画マスタープラン及び土地利用方針を踏まえて適正な土地利用の誘導を推進するため、27 年度に継続して「立地適正化計画」を策定していきます。

「道路・交通網の整備」の分野では、引き続き長崎自動車道小城パーキングエリアへの ETC 専用スマートインターチェンジの建設等、高速道路へのアクセスや高規格道路の整備促進に取り組んでいきます。また、道路・橋梁の計画的な長寿命化対策も進めていきます。

「情報化の推進」の分野については、平成 27 年度に引き続き、「社会保障・税番号制度」、いわゆるマイナンバー・システムの構築作業及び運用テスト作業を進めていきます。また、マイナンバー制度の運用を踏まえて、個人情報の保護を目的としたセキュリティー・システムの構築に取り組みます。

次に、「自然と共生する快適で安全・安心なまち」の政策の中で、主な事業としましては、「自然環境・景観の保全と創造」の分野では、エコ活動や地球温暖化防止に関する環境教育・啓発活動に取り組みます。

「下水道の整備」の分野では、引き続き地域条件に応じた事業の効率的な推進を図りながら、供用開始区域の拡大を目指します。また、下水道の接続率の向上のため、未接続家屋に対して接続促進を働きかけていきます。

「消防・防災体制の充実」の分野では、地域の安心・安全を確保するため、機能別消防団制度を導入して組織強化に取り組み、消防力の向上を図ります。そして、地域防災計画に基づく「津波避難行動計画」の見直しを実施し、牛津地区における防災備蓄倉庫の整備等、災害に備えた防災対策の推進を図っていきます。

「交通安全・防犯体制の充実」の分野では、通学路を中心とした危険箇所の改善に努め、交通安全環境の効率的な整備を図っていきます。また、交通対策協議会において関係機関・団体と連携し、交通安全に対する意識啓発活動に取り組みます。その他、平成26年度から継続的に実施しているLED防犯灯設置のための支援を通して市民の防犯意識の向上に努めます。

「安全な消費生活の充実」の分野では、引き続き消費者教育・啓発に努めます。特に、悪質商法の被害に遭いやすい高齢者の見守り体制をつくり、消費者救済のための支援・相談体制の充実に取り組みます。

次に、「健康・福祉日本一を目指すまち」の政策の中で、成果向上を目指す施策として位置づけられるものが「保健・医療の充実と健康づくり」の分野です。

「アイル資源磨き構想」で基本的ビジョンを検討し、基本構想の策定作業を進めていますが、その中で「健康」を柱に据えて温泉と医療、スポーツ（運動）を連携させたまちづくりの方向性と可能性を示しています。今後は、その具現化へとつなげる計画の策定が必要です。

平成 28 年度は、健康で日常生活を自立して送ることができる「健康寿命」を延ばすことが幸せの一步だと実感できる社会の実現を目指し、健康に対する市民意識の醸成を図る「健康都市宣言」と関連する事業の取組を進めていきます。

また、疾病の早期発見・早期治療のために総合健診受診率の向上に努め、医療費の削減にもつながる糖尿病等の生活習慣病の予防対策事業に取り組めます。

「生涯スポーツの充実」の分野については、平成 28 年度から 10 年間で計画期間とし、現在策定を進めている「小城市スポーツ推進計画」に沿って、市民一人ひとりが各種スポーツに関わりあえる環境づくりを目指し、体育館等の施設が安全に利用できるよう施設整備に取り組めます。

市民病院の運営につきましては、今後の医療圏内における自治体病院としてのあり方について検討し、その方向性を探っていきます。

「高齢者福祉・介護の充実」の分野では、高齢者が健康で生きがいをもって暮らしていけるよう、そして要支援・要介護の状態にならないような介護予防に重点を置いた地域での支援体制づくりを進めます。また、在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者に対する切れ目のないサービスの提供体制や、認知症の方や家庭に対する支援体制の整備にも努めていきます。

「障がい者福祉の充実」については、地域で自立した生活が送れるよう就労支援や相談支援の充実を図ります。また、施設に入所されていた障がい者が地域での生活にスムーズに移行できるよう、適切な福祉サービスの提供に努めます。

「社会保障の充実」の分野では、生活保護世帯に至る前の段階の生活困窮世帯の経済的自立と社会生活における自立を促す「生活困窮者対策」に取り組めます。

次に、「子どもの笑顔が輝き歴史と文化を誇れるまち」の政策の中で、成果向上の施策として、「幼児教育・学校教育の充実」に積極的に取り組みます。平成27年度に引き続き、本市「教育振興基本計画」に基づき、事業を進めていきます。

学校教育分野については、ICTの利活用による教育の情報化推進、そして地域に受け継がれてきた歴史・文化的資源を教材とし、道徳心や郷土愛など心の教育の充実等に取り組めます。学習環境整備の面では「市立学校教育施設整備計画」に基づき、牛津小学校の施設大規模改造や桜岡小学校プール改築等をはじめとする施設整備を進めていきます。

また、幼児教育・保育の分野については、本市「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の一体的提供を進めていきます。平成28年度は芦刈幼稚園の民営化作業を進め、平成29年度から移管先事業者による新たな認定子ども園施設での保育・幼児教育がスタートできるよう支援を行っていきます。

「芸術・文化の振興と文化財の保存・活用」の分野についても、成果の向上を目指して取り組んでいきます。平成27年度に引き続き、伝統芸能や芸術・文化団体の指導者の育成支援や、市民の文化・芸術活動が活性化するような環境づくりに努めます。

「国際化、交流活動の推進」の分野についても、成果向上を目指す施策に位置づけています。まず、今年7月の小城祇園祭700年祭の記念イベントに合わせ、友好姉妹都市である鹿児島県南九州市知覧町の「ねぷた祭り」の山車と囃子隊を招いて披露してもらうなど、交流事業を促進します。また地域間での民間レベルでの交流活動が活発になるように、市民に向けた情報発信に努めます。

国際交流の観点では、中国^{せつこうしょう}浙江省^{かこうし}嘉興市にある^{かいえんけん}海塩県との交流活動について行政間で情報交換等を深めながら、具体的な交流事業の展開を検討していきたいと考えています。海塩県からは新年の挨拶で訪問団を派遣したい旨の手紙を頂き、その後、県長を団長とする訪問団で4月下旬に訪問したいという意向が示されました。本市としましても、平成28年度は海塩県からの訪問団の受入れについて対応していきたいと考えています。

次に「交流と連携による質の高い元気産業のまち」の政策のなかで、成果向上に向けた施策について、まず「農林業の振興」の分野では、農業生産基盤の整備・充実、集落営農の法人化等、農地の集積による経営規模の拡大に力を入れ、安定した経営が実現していくよう農業者への支援を進めていきます。また、優良農地の確保と耕作放棄地の解消に取り組むとともに、農林業者の所得向上のため商工業者との連携や付加価値を高めた特産品開発など6次産業化の支援を促進します。

「水産業の振興」の分野については、漁業生産の基盤となる漁港や関連施設、また沿岸漁場保全のための整備を図り、安定した経営支援を促進するとともに、担い手の育成を推進します。

「観光の振興」の分野についても成果の向上を目指した取組みを進めます。県内外に向けて「清水竹灯り」などのイベントの情報発信・PR活動を行い、市内の伝統行事等、歴史や文化を活かした新たな観光ルートの開発を促進します。また、他市町と連携した広域的な展開を目指します。

次に、「共につくる新しいまち」の政策の中で、まず「人権尊重社会の確立」

の分野については、人権尊重社会を築いていくため、学校・地域・家庭・職場など、多くの場や機会を通じて人権教育・啓発の推進を図り、人権意識を高めていく活動に取り組めます。また、人権問題に関する相談窓口、支援体制についても充実に努めます。

「男女共同参画社会の形成」に向けた分野では、平成 29 年度から 5 カ年を計画期間とする「小城市第 2 次男女共同参画プラン」の策定に取り組めます。この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる女性活躍推進法）に規定される市町推進計画を一体化し、「DV 防止及び被害者支援基本計画」を盛り込んだ計画として策定します。

その他、行政計画の決定過程である審議会や委員会での女性委員の登用、また、男女が均等に労働・雇用機会と待遇の確保ができるよう、市内事業所等への啓発活動を進めます。社会問題化している DV 等被害者の支援については、引き続き相談窓口の充実と市民への啓発に取り組めます。

「自立した行政経営の確立」の分野については、財源不足を起債や基金を取崩して補う状況が続くと予測される本市の財政状況を踏まえ、歳出の抑制を行うとともに、行政評価制度を活用した行政運営の改革・改善に取り組めます。また、平成 27 年から 3 カ年の計画期間とする「第 3 次行政改革大綱」に基づく改革プランの着実な実行による行政運営の改革・改善を進めます。同時に、平成 27 年度から作業を進めている「公共施設等総合管理計画」を策定し、固定資産台帳の整備や統一的な基準による新地方公会計の整備を図ります。

その他、自主財源の確保を図るため、平成 27 年度に引き続いて「ふるさと応援寄附金」事業を促進し、寄附金については本市を応援していただく寄附者の

希望に沿ったまちづくりの施策・事業やふるさと納税事業推進に係る経費に活用します。そして、今日的な行政課題に効率的に対応でき、若い職員が将来に夢と希望を抱くことができる柔軟性のある組織・機構づくりに努め、職員各階層の人材育成と資質の向上に努めます。

以上、小城市総合計画の各政策及び施策をベースとした方針と主要な事業の一端を述べさせていただきました。

当初に申しあげましたように、総合計画後期基本計画は、平成 28 年度が最終年度に当たります。

総合計画の理念「みんなでつくる・笑顔あふれる小城市」を実現するために掲げた施策の成果の達成に向けて取組みを進め、市民の満足度が高い魅力あるまちづくりを進めていきます。

また、平成 29 年度から 37 年度まで 9 年の計画期間を設定し、現在策定作業を進めている「第 2 次総合計画」については、平成 28 年度の前半期までに基本構想と前期 5 カ年間の基本計画をまとめ、9 月議会に提案させて頂く予定です。

最後に、平成 28 年度における地方創生の展開と「アイル資源磨き構想」に関する取組について、加えさせていただきます。

本市における地方創生「まち・ひと・しごと創生」の取組みのなかで、人口減少に歯止めをかけるために強化すべき施策テーマが「移住・定住の促進」であると考えています。そのため、従来の「定住奨励金制度」を抜本的に見直し、新たな事業として展開していきます。若者や子育て世代が小城市に移り住んで頂けるように、また、小城市から転出しようとする市民を留めるため住宅取得費用の一部を助成するとともに、人が住まなくなった中古住宅や空き家を活用

するための「空き家バンク」や「空き家改修助成事業」を運用し定住促進を図っていきます。

そして、こうした移住・定住対策事業の促進を図っていくためには、小城市のことを「知ってもらふ」ことが大切で、魅力ある小城市の情報発信が不可欠だと考えています。その意味でも、今後、本市における情報戦略が重要な課題であると捉えており、庁内における情報プラットフォームづくりと効果的な情報発信に取り組んでいきたいと考えています。

今回、3月補正予算として提案させていただく地方創生加速化交付金事業においても、これまで取り組んでいるインターネットを活用した情報発信事業やFMラジオ、ゆるキャラを活用した観光情報・魅力情報の発信事業を「地域資源を活用した魅力発信事業」としてまとめ、国に申請しているところです。

「アイル資源磨き構想」については、温泉・スポーツ・医療を連携させ、「健康」を柱とする「基本構想」をまとめているところです。

平成28年度については、この基本構想の理念を踏まえた基本計画の策定に向けた取組を進めていく考えです。その際には、官民連携手法の導入の可能性を視野に入れ、ソフト・ハード両面の分野で民間事業者のアイデアや工夫を生かし、アイル温泉とその周辺における健康をキーワードとした拠点づくりを具現化する基本計画の策定に取り組んでいきます。

平成28年度は、私の3期目の就任期間としても最後の年度となります。

昨年3月で小城市が誕生して満10年が経ち、平成27年度は新たな10年のスタートという位置づけでしたが、今議会の開会日である本日は、奇しくも12回目の市制施行日になります。12年前の今日、小城町、三日月町、牛津町、そし

て芦刈町という4つの町が合併して新生「小城市」となりました。

私は、これらの町で培われた歴史や伝統、文化を大切に活かし、また市民の皆様の声聞きながら官民協働による地方創生に取り組み、元気なまちづくりを目指していききたいと常に意識してきました。平成28年度は、さらに小城市民全体がひとつの理念を強く意識し、一体感のあるまちづくりを進めていききたいと思えます。

なお、本定例会に上程させていただいている平成28年度予算関係の詳しい内容については、別途説明を申し上げます。

議員の皆様には、これまで説明いたしました内容について、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。平成28年度施政方針の一端とさせていただきます。